

令和5年度 【高知県立幡多農業高等学校】運動部活動に係る活動方針

学校教育目標

- 産業人として、崇高な理想と優れた知識・技能を有し、農業の担い手や関連産業従事者を育成するとともに、地域を支える有為な人材を育成する学校
- ① 農業の教育力を最大限に活用して、心豊かな人間性を育成する
 - ② 学力の向上に努め、学科の特色を活かし、生徒の希望進路を実現させる
 - ③ キャリア教育の充実を図り、生徒の生きる力を育む

運動部活動の活動方針

- (1) 学年を超えた仲間づくりやコミュニケーション能力の育成、規範の習得などを通して社会性、人間性の育成を図る。
- (2) スポーツや文化活動等に興味と関心を持つ生徒が、より高い水準の技能や記録等に挑戦したり、仲間と協力し合い友情を深めたりすることを円滑に進めることができるようにする。

基本的事項

①運営に関すること

- (1) 部活動設置について
 - ・本校の教育活動の中に部活動及び同好会を設置する（詳細は、部活動規定を別に定める）。
 - ・各部活動の目標に沿って、年間計画及び毎月の活動計画に沿って活動する。原則として、顧問教員や部活動指導員がついて指導にあたる。
 - ・部活動全体の推進を図るため、部活動総括担当者を設置する。
- (2) 指導体制について（顧問配置、外部指導者の活用等）
 - ・顧問、学級担任、保護者間の連携をとり、円滑な運営を心がける。
 - ・専門性を有した外部指導者の効果的な活用（部活動指導員、運動部活動サポート事業）等、本校の実態に応じた工夫を行う。
- (3) 顧問会議、キャプテン会議について
 - ・顧問会議を原則1学期間に1回（年3回）開き、各部の現状や課題を共有し、全員で課題解決に向けた取組を行う。
 - ・キャプテン会議を定期的に行き、活動について共通認識を図る。
- (4) 家庭、地域との連携について
 - ・部活動保護者会を開き、保護者と顧問による円滑な運営のための共通理解を図る。
- (5) 研修について
 - ・県が主催する研修会（運動部活動コーディネーター研修会、運動部活動指導力向上研修等）に参加し、その内容を顧問会等において校内に周知する。
 - ・各競技団体が行う研修会等を受講し、得られた内容は顧問会等で情報共有を行い、職員の指導力の向上を図る。
- (6) 部費又は集金の取扱いについて
 - ・管理職や事務職員等の指導を受け、出納簿作成や監査等、適切に取り扱う。

②活動に関すること

- (1) 施設や用具について
 - ・使用した設備の整頓・清掃、校舎の施錠等は顧問が責任をもって行う。
- (2) 事故防止や安全対策について
 - 〈①危機管理・救急マニュアル等の確認 ②環境確認・整備等〉
 - ・事故には十分留意し、怪我が起きた場合マニュアルの手順に沿って速やかに処置、管理職及び養護教諭に連絡・報告する。
 - ・原則として、活動の際には顧問が監督する。
 - * 熱中症への対策（測定器を活用し、時間帯を決め定期的に測定し状況を把握する）
 - 〈①活動前・活動中・活動後に水分・塩分の補給 ②適切な休憩 ③屋内外別のWBGT値などの判断基準や指標等〉
 - ①活動中にはこまめに水分補給と塩分補給を行いながら行う。活動前後にも水分・塩分の補給を行う。
 - ②活動中は、適切に休憩時間を設ける。
 - ③WBGT25℃以上の環境では水分・塩分の補給及び休憩を積極的に設け、WBGT31℃以上の場合は活動中止の判断を検討する。
- (3) 大会参加について
 - ・事前に「行事・競技会等への参加願い」を提出する。
- (4) 対外試合、合同練習等の実施について
 - ・他校または外部との試合・合同活動の際には、事前に「校外活動届」を提出する。
 - ・土曜日・日曜日・祝日等に活動する必要がある場合は、休養日を他の曜日に振り替えて確保する。
 - ・生徒の健康や学習面等を確保するためにも計画的に設定する。

